

職長・安全衛生責任者能力向上教育 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目 的

厚生労働省より「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」が発出されたことに伴い、特に建設業においては、安全衛生責任者を職長が兼務するケースが多く、現場の安全衛生管理のキーマンとして、職長及び安全衛生責任者としての職務を的確に遂行する必要があることから、当支部では、本教育に必要な基礎知識（役割、職務等）の再確認及びグループ演習によるリスクアセスメントを応用した作業手順書の作成に関する教育を実施いたしますので、職長及び安全衛生責任者としての資質向上に努められるとともに、この機会を逃さず積極的に受講されますようご案内いたします。

2. 受講対象者

- ・ 職長・安全衛生責任者教育を修了した者。
(概ね5年ごとに受講することをお勧めします)

3. カリキュラム ※ 計5時間40分 教育

- ① 職長等及び安全衛生責任者としての行うべき
労働災害防止に関すること (120分)
- ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること (60分)
- ③ 危険性又は有害性等の調査等に関すること (30分)
- ④ グループ演習 (130分)

4. 受講料

	教育時間	合 計	内 訳	
			受講料	テキスト代
			(税込)	(税込)
会 員	5時間 40分	8,012 円	7,000 円	1,012 円
非 会 員		9,133 円	8,000 円	1,133 円

5. 修了証

本教育を修了された方には、「職長・安全衛生責任者能力向上教育修了証」を即日交付致します。

6. 講習日時及び会場

日 時：令和 6年 7月12日（金） 9：00 ～
会 場：株式会社下北建設センター 2階 「大会議室」

7. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書：所定の申込書に必要事項の記入を忘れないこと。
- (2) 写 真 1 枚：胸上タテ3 c m × ヨコ2. 4 c m、1年以内に撮影したもので無帽・無背景・カラーのものを申込書の貼付けること。
- (3) 受 講 料：前納制です。下記①～②にて対応すること。
 - ① 建災防下北分会へ直接納の場合
受講申込書と一緒に講習代金を持参して納付する
 - ② 建災防下北分会の指定口座へ現金振込の場合
受講申込書は郵送すること。講習代金は振込前後どちらでも良いので連絡を必須とする。また、手続き完了後、領収書・受講票・カリキュラムを送付します。

青森銀行 むつ支店 普通 3095272
建設業労働災害防止協会青森県支部下北分会

- (4) 職長教育又は職長・安全衛生責任者教育終了証（写）を申込書裏面に必ず添付して下さい。
- (5) 旧姓等の併記を希望する方は、『旧姓又は通称』記入欄に記入の上、旧姓等を確認できる書類を添付すること。

8. 受講定員及び受付開始～締切

申込み（受付）開始日：6月3日（月）～7月2日（火）です。

- ① 1回あたりの受講定員は30名とし、締切りは講習日の10日前までとします。
- ② 締切り前であっても定員に達した場合は受付を終了致します。
- ③ 受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

9. その他

- (1) 事前予約（申込み）をする際は、申込み（受付）開始日より申込書を、申込先へFAXの上、申込先へ必ず電話連絡をすること。
顔写真は貼付けて無くても構いません。
- (2) 請求書及び見積書が必要な場合は、申込先へ連絡願います。
- (3) 開講1週間前のキャンセル又は欠席した場合の受講料等は返金できません。

(4) 講習の詳細については建災防青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>) ホームページに掲載しますので電話にて、お問い合わせ下さい。

(5) 受講当日は、時間厳守とします。

※ 業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り、携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。

(6) 講習会場は、駐車場に車を十分に止めることができます。

(7) コロナウィルス5類感染症移行後になりますので、マスク着用については個人の判断に委ねます。

10. お問い合わせ先・申込先

◆ 建設業労働災害防止協会 青森県支部下北分会 (略称：建災防下北分会)

〒035-0073

むつ市中央2丁目3-45号 (株)下北建設センター内

TEL: 0175-24-1016

FAX: 0175-24-1688

